

## はじめに

### 1 危険物審査基準の意義・目的

#### (1) 意義

危険物審査基準とは、行政手続法第5条第1項及び萩市行政手続条例(平成17年3月6日条例第23号)第5条第1項の規定により、危険物施設設置(変更)許可申請を求められた危険物施設について許認可等をするかどうかを、消防法令の定めに従って判断するために必要とされる基準のことをいう。

#### (2) 目的

危険物施設における許認可等の判断基準を、審査基準という形で位置づけすることによって行政庁の判断過程の公正の確保と審査の透明性の向上を図るとともに、危険物施設の申請をしようとする者が許認可等を受けることができるかどうかについて、一定の予見性を得ることができることを目的とする。

### 2 行政指導について

#### (1) 運用上の留意事項

この基準は、危険物の規制に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、危険物施設の事故事例等に係る知見及び技術的背景等から、危険物施設の貯蔵又は取扱いの方法等に応じた安全対策を向上するために、本市が付加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項については、危険物施設の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、危険物施設の関係者等に義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提とする。

### 3 危険物規制の体系

